

# 黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業交付要綱

(令和6年4月1日施行)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、黒潮町補助金交付規則(平成18年黒潮町規則第46号。以下「規則」という。)第20条の規定を準用し、特定非営利活動法人NPO砂浜美術館が、スポーツの合宿による地域の活性化を図るため、町内において合宿を実施するスポーツ団体に対する支援として実施する黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業による助成(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (助成の要件)

- 第2条 スポーツ団体が、町内でホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を行っている宿泊施設を利用して、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、合宿を行うことを助成の要件とする。ただし、宿泊施設については、高知県旅館業法施行条例(平成5年高知県条例第3号)第4条第1項第6号に規定する青少年教育施設は除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、大会及び修学旅行は対象外とする。なお、公式戦(リーグ戦等含む)や複数団体で行う交流戦等については、大会とみなす。ただし、大会等へ参加のための事前合宿に伴う宿泊や大会翌日からの調整等のための合宿に伴う宿泊は、合宿とみなす。
- 3 助成金の対象となるスポーツは、別表第1に掲げるもののほか、理事長が認めるものとする。

## (助成金額)

第3条 一申請あたりの助成金の限度額や延べ宿泊数に応じた助成単価は、次表のとおり。その他の助成金を活用する場合には、この助成内容が変更となる場合がある。助成金は予算の範囲内において交付するものとする。

チーム種別	延べ宿泊数	助成単価(1泊)あたり	限度額
全てのスポーツ団体 (日本代表チーム・ 国外チーム・トップ リーグチーム・社会 人チーム・上記以外 の学生チーム)	1泊以上100泊以下	1,000円	なし
	101泊以上	2,000円	

## (バス利用加算)

第4条 飛行機で高知県に移動したスポーツ団体に限り、町内の合宿施設や宿泊施設への移動及び町内から高知龍馬空港への移動のために、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車(以下「貸切バス」といいます。)を運送する事業者の貸切バスを利用する場合は、予算の範囲内で次表のとおり前条の助成金額に加算する。ただし、町内の宿泊施設に、延べ150泊以上の宿泊を伴う合宿の実施を要件とする。

助成対象経費	助成金額	限度額
飛行機で高知県に移動したスポーツ団体で、黒潮町内で実施する合宿のために、町内の合宿施設や宿泊施設への移動及び町内から高知龍馬空港への移動のために使用する貸切バスの借上げ経費	20,000円	20,000円

(申請)

第5条 スポーツ団体の代表者（以下「代表者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、合宿開始の前日（前日が黒潮町の休日を定める条例（平成18年黒潮町条例第2号）に規定する町の休日に当たるときはその前日）までに、黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条による申請が助成金を交付すべきものと認めたときは、助成を決定し、代表者に黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 代表者は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、あらかじめ黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 助成事業（助成金の交付を受ける合宿をいう。以下同じ。）の中止又は廃止
- (2) 助成金交付決定額の増額
- (3) 助成金交付決定額の30パーセントを超える減額

2 理事長は、前項による変更承認申請書を承認すべきと認めたときは、助成金の変更を決定し、代表者に黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金交付変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 代表者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は助成事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金実績報告書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 理事長は、前条の実績報告を受けたときは、その実績報告に係る助成事業の実

施結果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、助成金交付決定額と実績報告額とが同額の場合は通知を省略することができる。

（助成金の交付請求）

第10条 代表者は、助成金の交付を請求しようとするときは、黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業助成金請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金交付決定の取消し又は返還）

第11条 理事長は、助成金の交付決定後においても、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 代表者又は宿泊者が別表第2のいずれかに該当するとき。
- （3） 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（報告等）

第12条 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の実施状況を調査し、報告を求めることができる。

（関係書類の整備）

第13条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備して保管し、助成事業年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（情報の開示）

第14条 助成事業に関して、黒潮町情報公開条例（平成18年黒潮町条例第12号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条に規定する非公開情報以外は、黒潮町と協議したうえ、原則として開示するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業対象スポーツ

球技	野球 ソフトボール 卓球 バドミントン テニス ソフトテニス ハンドボール ゴルフ サッカー フットサル ホッケー ドッジボール バレーボール ビーチバレーボール バasketボール ボウリング ラグビーフットボール ラクロス
歩・走	ウォーキング ジョギング ランニング 陸上競技 マラソン トライアスロン
体操・ダンス	体操 ダンス 舞踊 バレエ チアリーディング
武道	剣道 銃剣道 居合道 なぎなた フェンシング 弓道 気功 柔道 空手道 少林寺拳法 相撲 レスリング テコンドー ボクシング 合気道 太極拳
野外	ハイキング フィールドアスレチック サイクリング クライミング アーチェリー オリエンテーリング ボート 登山 カヌー スキー スノーボード ホステリング 自転車競技 パラグライダー ハングライダー フィッシング トライアスロン スケートボード ネイチャーゲーム
ニュースポーツ	スカッシュバレー フットサル パドルテニス ボッチャー ターゲットバードゴルフ フライングディスク 綱引き ゲートボール バウンドテニス グラウンドゴルフ キンボール カラーリング ソフトバレーボール ティーボール パークゴルフ ペタンク ダーツ インディアカ スナッグスポーツチャンバラ
水泳・マリリン	アクアビクス セーリング 水球 スキューバーダイビング シンクロナイズドスイミング サーフィン 水泳 カヌー ウインドサーフィン
その他	アイススケート ビリヤード ローラースケート アイスホッケー ライフル射撃 ウェイトトレーニング 馬術 ウェイトリフティング クレー射撃 なわとび パワーリフティング

別表第2（第10条関係）

- 1 暴力団（黒潮町暴力団排除条例（平成22年黒潮町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。